(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十 第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十 四条の二第一項の規定により、佐倉市市民公益活動サポートセンター(以下 「サポートセンター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定める ものとする。

(定義)

行うものをいう。

(設置)

ートセンターを設置する。

(名称及び位置)

|第四条 サポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市市民公益活動サポートセン	佐倉市鏑木町一九八番地二
ター	

(業務)

- 第五条 サポートセンターの業務は、次**の**とおりとする。
 - 一 市民公益活動の推進のための施設及び設備の提供に関すること。
 - 二市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - 三市民公益活動に関する相談に関すること。
- 四 市民公益活動に関する人材の育成に関すること。
- 五市民公益活動に関する交流の場及び機会の提供に関すること。
- 六 市民公益活動の推進に関する支援及び協働に関すること。
- 七市民公益活動の推進に関する調査及び研究に関すること。
- 八 その他サポートセンターの設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第六条 市長は、サポートセンターの設置の目的を効果的に達成するため、地 方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であっ て市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にサポートセンター (趣旨)

四条の二第一項の規定により、佐倉市市民公益活動サポートセンター(以下 「サポートセンター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定める ものとする。

IΗ

(定義)

第二条 この条例において「市民公益活動」とは、市民、市民団体等が主体と関二条 この条例において「市民公益活動」とは、市民、市民団体等が主体と なって自発的かつ継続的に行う社会貢献活動であって営利を目的としないで なって自発的かつ継続的に行う社会貢献活動であって営利を目的としないで 行うものをいう。

(設置)

第三条 本市は、市民公益活動の推進を図るため、市民、市民公益活動団体及 第三条 本市は、市民公益活動の推進を図るため、市民、市民公益活動団体及 び事業者が相互に連携し、交流できる場所並びにその活動拠点として、サポ│ び事業者が相互に連携し、交流できる場所並びにその活動拠点として、サポ│ ートセンターを設置する。

(名称及び位置)

|第四条 サポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市市民公益活動サポートセン	佐倉市鏑木町一九八番地二
ター	

(業務)

- 第五条 サポートセンターの業務は、次**に掲げる**とおりとする。
 - 一 市民公益活動の推進のための施設及び設備の提供に関すること。
 - 二 市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - 三市民公益活動に関する相談に関すること。

四 その他サポートセンターの設置の目的を達成するために必要な業務

の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- **一 サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。**
- **二 サポートセンターの施設の使用の許可に関すること。**
- 三 第五条第一号から第七号までに掲げる業務の実施に関すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

(開所時間)

- **第八条 サポートセンターの開所時間は、次のとおりとする。ただし、指定管** 理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変 更することができる。
 - 一 日曜日、月曜日及び土曜日 午前九時三十分から午後五時三十分まで
 - 二 火曜日から金曜日まで 午前九時三十分から午後七時まで (休所日)
- **第九条 サポートセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理** は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又 は臨時に休所日を設けることができる。
 - 一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する 休日
 - 三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで (利用の範囲)
- **|第十条** サポートセンターを**利用する**ことができる**もの**は、次**のとおり**とする。**|第六条** サポートセンターを**使用する**ことができる**者**は、次**に掲げる者**とする。
 - 一 市民公益活動を行い、又は行おうとする団体
 - 二 前号に掲げる**もの**のほか、**指定管理者**が適当と認める**もの** (利用の制限)
- 第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒み、 又は退所させることができる。
 - 一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - **二 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。**
 - 三 サポートセンターの管理上支障があると認められるとき。
 - 四 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。
 - **五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不適当と認めるとき。** (物品販売等の許可)
- 第十二条 サポートセンターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市

(使用の範囲)

- 一 市民公益活動を行い、又は行おうとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

長の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売
- _ 寄附の募集
- 三 広告物の掲示及び配布
- 四 その他前三号に掲げるものに類する行為
- |2 市長は、前項の許可にサポートセンターの管理上必要な条件を付すること ができる。
- 3 市長は、前条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき又は市長が 行為を不適当と認めるときは、行為を許可しない。
- 4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせる ことができる。
- 5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第 三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管 理者」と読み替えるものとする。

(使用の**許可**)

(使用の**許可**の取消し等)

- **|第十三条** サポートセンターの施設又は附属設備で規則で定めるもの(以下「施**)第七条** サポートセンターの施設又は附属設備で規則で定めるもの (以下 「施 設等」という。)を使用しようとする**もの**は、**指定管理者の許可**を受けなけ ればならない。
- 上必要な条件を付することができる。
- 3 指定管理者は第十一条第一号から第四号までのいずれかに該当するとき又 は指定管理者が使用を不適当と認めるときは、使用を許可しない。

(使用の承認)

- 設等」という。)を使用しようとする**者**は、**市長の承認**を受けなければなら ない。

(使用の制限)

- 第八条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を承認 しない。
 - 一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められると き。
 - 三 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。
 - 四 管理上支障があると認められるとき。
 - **五 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めるとき。**

(使用の承認の取消し等)

- |第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可 |第九条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消 を取り消し、**又は施設の**使用を制限し、**若しくは**停止させることができる。
 - 一 前条第三項に規定する使用を許可しない事由が発生したとき。
- し、使用を制限し、**又は**使用を停止させることができる。
- 一 第七条第二項の規定による承認の条件に違反したとき。

- 認められるとき。
- 三の条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- **四 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。**
- |2 **指定管理者**は、サポートセンターの管理運営上やむを得ない事情が生じた|2 **市長**は、サポートセンターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、 場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止さ」承認の変更又は取消しをすることができる。 **せる**ことができる。
- 3 第一項の規定により使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用を停│3 市長は、第一項に規定する使用の承認の取消し等によりサポートセンター 止させた場合において、前項第一項の規定により許可を受けたもの(以下「使」を使用する者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。 用者」という。) に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責め を負わない。

(使用料)

第十五条 サポートセンターの使用料は、徴収しないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第十六条 使用者は、施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはな 第十一条 第七条の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。) らない。

(特別の設備の設置の許可)

- **う**とするときは、あらかじめ**指定管理者の許可**を受けなければならない。
- 2 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。 (原状回復の義務)
- 復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十九条 サポートセンターを**利用するもの及び使用者**は、サポートセンター **第十四条** サポートセンターを**使用する者**は、サポートセンターの施設及び附 賠償しなければならない。

(市民公益活動サポートセンター運営協議会)

- **第二十条** サポートセンターの運営その他市民公益活動の推進に関する事項を **第十五条** サポートセンターの運営その他市民公益活動の推進に関する事項を 会」という。)を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 市民公益活動サポートセンターに関すること。
 - 二 市民公益活動の推進に関する情報の提供及び支援に関すること。
 - 三市民公益活動の推進に関する人材の育成及び啓発に関すること。

- 二 虚偽の申請その他不正な手段により使用の**許可**を受けた事実が明らかと 二 虚偽の申請その他不正な手段により使用の**承認**を受けた事実が明らかと 認められるとき。
 - 三 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - 四 前条各号に規定する事由が発生したとき。

(使用料)

第十条 サポートセンターの使用料は、徴収しないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

は、施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。 (特別の設備)

第十七条 使用者は、施設等を使用する場合において、特別の設備を**設置しよ 第十二条** 使用者は、施設等を使用する場合において、特別の設備を**しよう**と するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第十八条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回 **第十三条** 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回 復しなければならない。

(損害賠償)

の施設**又は設備**を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を│ 属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しな ければならない。

(市民公益活動運営協議会)

調査研究するため、**市民公益活動サポートセンター運営協議会**(以下「協議」 調査研究するため、**市民公益活動運営協議会**(以下「協議会」という。)を 置く。

四 その他市民公益活動の推進に関すること。

- 3 協議会は、委員十人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)
- **第二十一条** この条例に定めるもののほか、サポートセンターの管理及び運営 **第十六条** この条例に定めるもののほか、サポートセンターの管理及び運営に に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則(平成二十年 月 日条例第 号)

(施行期日)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市市民公益活動サポートセンターの 設置及び管理に関する条例(以下「改正前条例」という。)の規定により市 長がした承認その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為は、 改正後の佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条 例(以下「改正後条例」という。)の相当規定によって指定管理者がした許 可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみな す。
- 3 この条例による改正前条例第十五条第一項の規定により置かれた市民公益 活動運営協議会及びその委員は、この条例の施行の日において、改正後条例 第二十条第一項の規定により置かれた市民公益活動サポートセンター運営協 議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 協議会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)

関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十五年七月一日から施行する。